

# 平成20年度予算編成方針の骨子

## 基 本 方 針

- 厳しい財政状況を踏まえ、改訂第3次行財政改革大綱に掲げた目標値を達成するよう、着実な歳出削減を行う。
- 事業の「選択と集中」をより一層加速させ、今後の本県の発展にとって必要性・緊急性の高い施策は積極的に推進し、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現していく。

## 予算要求基準

以下のとおり要求基準を定めるが、国の予算編成や地方財政措置等の動向により、再度通知し直すこともある。

- 義務的経費 過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査することなど、必要最小限の所要見込額とすること。
- 公共事業等（補助公共事業・単独公共事業） 補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで平成19年度当初予算額の90%以内とする。
- 一般施策 一般財源ベースで平成19年度当初予算額の92%を要求上限額とするが、要求に当たっては、制度的・固定的な経費など、これまで削減が困難と考えられてきた経費等を含め、必要性や緊急性を踏まえ、聖域無く徹底した点検を行い、適切に見直しを行った上で要求を認めることとする。  
ただし、「平成20年度政策重点指針」に基づく重点化事業等、県政の推進において特に必要な事業については、要求上限にかかわらず、財政当局と協議調整を行った上でその要求を認めることとする。
- 維持管理経費 従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、再度、経費の徹底した節減を図ることとし、原則として一般財源ベースで平成19年度当初予算額の97%以内とする。

## そ の 他

これまでの行財政改革の取組効果を維持し、更なる歳出削減に努めるとともに、10月に示した歳入確保に向けた取組方針に基づき、歳入確保対策に最大限努力すること。

各部（局）長  
教 育 長  
警 察 本 部 長 殿  
公 営 企 業 管 理 者

総 務 部 長

### 平成20年度予算の編成について（依命通達）

本県財政は、平成16年度に大幅な地方交付税の削減が行われ、その後も地方財政計画における歳出が全体として抑制され、結果として地方一般財源総額の抑制傾向が続いていることから、これまでの歳出削減の努力等にもかかわらず、一層厳しい状況となり、また、「新地方行革指針」が示されたこともあわせ踏まえ、財政健全化に向けたさらなる方策を盛り込んだ改訂第3次行財政改革大綱を策定したところである。

本年8月に試算した当面の財政見通しによれば、改訂大綱による効果などにより、収支が改善の方向にはあるものの、20年度の歳入歳出の差引収支はマイナス346億円となり、給与カットによる人件費削減効果額及び行政改革推進債の発行効果額を踏まえた後で、収支不足額が180億円と見込まれる。また、21年度では差引収支が255億円となり、給与カットによる人件費削減効果額等を踏まえた後で、収支不足額が96億円と見込まれるなど、引き続き厳しい財政状況が続く見込みとなっている。

本年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、19年度決算から新たな指標の公表が義務づけられ、20年度決算からは、基準を上回る団体は財政健全化計画・財政再生計画を策定し公表することとされている。また、今年度から、本県においても全国型市場公募債を発行することとなり、これまで以上に、財政状況をオープンにしながら、財政健全化に向け一層の取組を行うことが必要となっている。

このような状況の中、平成20年度予算編成においては、改訂大綱に掲げた目標値を達成するよう着実な歳出削減を行う一方で、「平成20年度政策重点指針」に基づき、事業の「選択と集中」をより一層加速させることにより、今後の本県の発展にとって必要性・緊急性の高い施策を積極的に推進し、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現していくこととしている。

以上のような基本認識を踏まえ、平成20年度予算編成については、次の事項に留意のうえ、適正な予算要求を行うよう命により通知する。

## 記

### 1 全般的事項

- (1) 年間総合予算を編成するものとする。
- (2) 改訂第3次行財政改革大綱に沿った予算要求を行うこと。
- (3) 「新おかやま夢づくりプラン」を推進し、「快適生活県おかやま」を実現していくため、「平成20年度政策重点指針」に基づき、必要性・緊急性の高い施策について、既存事業の整理・見直しを図りながら積極的に取り組むこと。
- (4) 現場の声や発想を素早く反映させるなど、スピード感のある県政の推進に努めるとともに、「人の和」、「県民力」を各種施策に活かし、多様な主体の協働による豊かな地域づくりに向け、あらゆる分野において協働の取組を積極的に推進すること。  
また、ユニバーサルデザインに配慮した施策の企画・立案に努めること。
- (5) 昨年度実施した事務事業の総点検を踏まえ、その見直し内容を予算に反映させること。
- (6) 機動的かつ効率的な予算執行を図るため、既存事業について、事業内容や事業目的が類似しているものや、連動することによってより事業効果が高まると考えられるものについては、積極的に統合を図ること。
- (7) これまでの行財政改革の取組効果を維持し、更なる歳出削減に努めるとともに、先月示した歳入確保に向けた取組方針に基づき、歳入確保対策に最大限努力することにより、当面見込まれる収支不足の縮減に向け全力で取り組むこと。
- (8) 予算要求に当たっては、国の動向等、情報を的確に把握し、過大・過小に見積もることなく適正な要求に努めること。
- (9) 今後、国の予算編成及び地方財政措置等が明らかになるのに合わせ、適時適切な対応が必要になると見込まれることから、改めて通知することも考えられるので留意すること。

### 2 歳入に関する事項

- (1) 県税については、課税客体の完全把握と収入率の向上に努めることとし、今後における経済動向、地方税制の改正及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込額を算定すること。
- (2) 地方交付税については、国の動向を見極めつつ、地方財政計画等に基づき、的確に算定すること。
- (3) 県債については、引き続き発行総額の抑制を図るとともに、後年度への財政負担に十分配慮しつつ、必要な起債額の確保を図ること。
- (4) 国庫支出金については、国の動向を十分把握するとともに、本県の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについてのみ受け入れることとし、確実な収入見込額を計上すること。
- (5) 使用料、手数料については、受益者負担の適正化の観点から一層の適正化を図

ること。

- (6) 財産収入については、来年度以降も見込まれる多額の収支不足の縮減のため、歳入確保に向けた取組方針に基づき、処分可能な財産、物品等については積極的に整理するとともに、貸付等、資産の有効活用を進めることにより、収入の確保に努めること。
- (7) 分担金、負担金については、受益の程度等を考慮して、負担の適正化を図ること。
- (8) 諸収入及びその他の収入については、積極的に収入の確保に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。
- (9) 県税、公営住宅使用料、中小企業高度化資金貸付金等に係る過年度未収金については、整理計画を立て、その完全回収に努めるとともに的確な見積もりを行うこと。

### 3 歳出に関する事項

- (1) 改訂第3次行財政改革大綱を踏まえ、事業区分ごとに次の基準により要求すること。

#### ア 義務的経費

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積もり方法を精査するなど、必要最小限の所要見込額とする。

#### イ 公共事業等（補助公共事業・単独公共事業）

補助・単独公共事業を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで、平成19年度当初予算額の90%以内とする。

#### ウ 一般施策

一般財源ベースで平成19年度当初予算額の92%を要求上限額とするが、要求に当たっては、制度的・固定的な経費など、これまで削減が困難と考えられてきた経費等を含め、必要性や緊急性を踏まえ、聖域無く徹底した点検を行い、適切に見直しを行った上で要求を認めることとする。

ただし、「平成20年度政策重点指針」に基づく重点化事業等、県政の推進において特に必要な事業については、要求上限にかかわらず、財政当局と協議調整を行った上でその要求を認めることとする。

#### エ 維持管理経費

従来の見積もり方法を厳しく検証するなど、再度、経費の徹底した節減を図ることとし、原則として一般財源ベースで平成19年度当初予算額の97%以内とする。

- (2) 「平成20年度政策重点指針」を踏まえ、「新おかやま夢づくりプラン」を戦略的・重点的に推進するための重点化事業等については、積極的に取り組むこと。また、各部局の関連施策事業を相互に把握するなど、部局間連携を図ること。
- (3) 上記要求基準に併せ、各予算分類ごとに次に留意のうえ要求を行うこと。
  - ア A項（義務的経費）については、必要最小限の所要見込額とすること。
  - イ B項（公共事業費）については、事業の緊急性、投資効果、地方負担額の状況、

認証見込額等を勘案のうえ、見積もること。

ウ C項（国庫補助事業）については、国の予算編成等の動向に留意しながら、特に次の点に留意すること。

- ・ 新規事業はもとより、継続事業についても、事業の必要度、緊急度を十分検討のうえ、安易に受け入れることなく真に行政効果があるものに限定すること。
- ・ 補助率の変更等による任意の県費つぎ足しなどは行わないこと。  
また、補助事業に係る超過負担についてはその解消について特段の努力を払うこと。

エ D項（基準行政運営費）については、次に留意して的確な見積もりを行うこと。

- ・ 人件費については、組織の簡素化、職員数削減など行財政改革の取組に応じ必要最小限を見積もること。  
なお、給与費の算定及び上記に関連する事項については、別途指示するところによること。
- ・ 行政運営費については、あらゆる創意と工夫をこらし、消耗品や備品費、賃金など事務関係経費の節減に最大限の努力を払うものとし、必要最小限の要求を行うこと。
- ・ 外郭団体等への委託料・補助金等については、各団体の決算内容や賃金・物価の水準を踏まえたうえで特に精査すること。なお、D項以外の委託料・補助金等についても同様とする。

オ E項（単県行政施策費）については、次の点に留意すること。

- ・ 補助金については、行政の守備範囲を明確にし、公共性、必要性、行政効果等を検討し、廃止、縮小、統合・メニュー化、融資制度への切替え等、整理合理化を積極的に進めること。  
また、県単独の上乗せ補助金については、必要性・緊急性を厳密に審査し、積極的に廃止、縮小等を検討すること。
- ・ 負担金については、特に法的根拠に留意することとし、根拠が乏しいものや必要性が薄れたものについては廃止・縮減を図ること。
- ・ 県単独の公共施設の整備については、事業進度を的確に把握し、緊急度の高いものに限定すること。
- ・ 貸付金については、行政効果等を検討し、真にやむを得ないものに限定するとともに貸付条件についても再検討すること。

(4) 大規模施設建設事業評価システム及び公共事業事前評価システムの対象事業については、各々の評価制度に基づく評価結果に従い、適切に要求すること。

#### 4 債務負担行為に関する事項

債務負担行為の設定に当たっては、その内容や将来の財政負担を十分検討したうえで、真に必要なものに限定すること。

## 5 特別会計、企業会計に関する事項

特別会計、企業会計予算については、20年度決算からすべての会計が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく新たな指標の対象となることから、各会計の健全運営にこれまで以上に十分留意し、また一般会計との経費負担区分の明確化を図ったうえで一般会計に準じて編成するものとし、経営の簡素合理化、能率化に一層努めるとともに、受益者負担の均衡を図るうえからも料金等の適正化を検討すること。

## 6 その他

歳入歳出予算見積書等の予算要求書類は、別途定める日までに提出すること。